

令和6年10月9日

協会会員 各位

(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会

適正化・活性化の取組状況に係る調査について

いつもお世話になります。

標記について、別添のとおり茨城運輸支局より調査依頼がありました。

内容は以前と変更ありませんが、令和5年度分が調査対象となっており、別紙様式1と別紙様式2が提出用紙となっております。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、別添「記載例集」及び「調査票の記入に係る留意事項」を参考に「調査票」に必要事項をご記入のうえ、FAX又はメールにより下記の提出期限までに当協会へご報告をお願い致します。

なお、8月にご依頼しました「タクシー運賃改定後に伴う労働条件改善状況の公表に関する調査について」と一部重なる内容がありますが、全く別の調査となります。

何卒ご協力頂きますようお願い申し上げます。

また、電子データによる場合によるご報告をご希望の方は、当協会ホームページからダウンロードすることが可能です。(HP「会員専用」参照)

記

提出期限： 令和 6年11月 22日(金)

提出書面： 別紙様式1及び別紙様式2

提出先

FAX:029(297)7132 (一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会あて

または ibahakyo@bf.wakwak.com まで

【問い合わせ先】

029(297)7131 (一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会 服部

茨運輸第 4 7 7 号

令和 6 年 1 0 月 8 日

一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会長 殿

茨城運輸支局長

(公 印 省 略)

適正化・活性化の取組状況に係る調査について

平素より国土交通行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

平成 2 6 年の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成 2 1 年法律第 6 4 号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされています。

既に、平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日付けで国土交通省自動車局長より発出された「「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）」（以下、「本省通達」といいます。）に基づき、特定地域・準特定地域の全事業者を対象とする調査を実施しているところです。

一昨年に引き続き、本年も同様に調査を行いますので、大変お忙しいところ恐縮ですが、下記により調査を実施していただくよう、ご協力お願い申し上げます。

記

1. 貴協会傘下事業者（都市型ハイヤーのみを保有する事業者及び福祉輸送サービス限定事業者を除く。）に対し、本省通達の調査票（別紙様式 1 及び別紙様式 2）による調査を実施して下さい。

なお、傘下事業者に対し、調査票の記入に当たって、別紙「調査票の記入に係る留意事項」を参照するよう周知願います。

2. 調査結果については、別添 2 - 1 ~ 5（別紙様式 1 の集計）及び別添 3（別紙様式 2 の集計）により集計の上、別添 4（報告未提出事業者一覧）、個別事業者の調査票とともに以下の期限までに当運輸支局に提出して下さい。

- ・ 別紙様式 1 関係（別添 2 - 1 ~ 5、別添 4 及び調査票）令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金）令和 6 年 2 月 ~ 4 月分（令和 5 年度分）

- ・ 別紙様式 2 関係（別添 3、別添 4 及び調査票）令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金）令和 5 年度分

3. 提出いただいた調査票の内容については、地域毎に集計し、適正化・活性化の取組の検証・評価に活用させていただきます。個別情報を目的外に使用したり、外部へ公表することは予定しておりませんので、ありのままの実態を記入していただきますよう重ねて周知をお願いいたします。